

手続きをされる皆様へ

災害時協力井戸の登録申請をされる皆様にお知らせいたします。

災害時協力井戸制度にお問合せいただきありがとうございます。

この制度は、皆様のご協力により、災害等で水道水の給水が止まった時などに、井戸水を無償で提供いただき、地域の方々の生活用水（トイレ、洗濯、掃除などに使用する水）を確保する制度です。

登録の手続きにあたって以下をご確認ください。

【 1. 登録できる井戸について 】

- ・災害時に**無償**で井戸水を提供できること。
（井戸水の使用料、電気料金等のお支払いは出来ません。）
- ・現在井戸として使用していること。
- ・井戸水の色、臭い、にごり等が、生活用水としての使用に不適切でないこと。
- ・井戸水をくみ上げることのできるポンプ又はつるべ等があること。
- ・井戸水を利用するうえで安全な形態（転落する危険性等がない状態）であること。
- ・**災害時に**、井戸の所在地（地図）、所有者名など必要事項の情報提供に同意できること。

【 2. 情報公開について 】

○平常時（災害等が発生していない時）

災害発生時に効果的に井戸が活用できるように、

- ・お住まいの地域の自治会に、井戸所在地と所有者名 of 情報を提供します（同意された場合のみ）。

○平常時・災害発生時つうじて

- ・ホームページで井戸所在地を広域地図により公開します（同意された場合のみ）。

○災害等が発生した時

被災者に協力井戸情報を提供するために、

- ・協力井戸所在の市町村役場、県総合事務所及び県庁水環境保全課で、井戸所在地、所有者名及び必要事項について情報を公開します（各所窓口・電話での公開となります）。

【 3. 登録した後は・・・ 】

○平常時（災害等が発生していない時）

- ・井戸及び井戸周辺を清潔な状態に保つよう努めてください。
- ・井戸所有者等が変更となった場合、登録を解除したい場合、登録証又は井戸標識を紛失された場合には、井戸所在の市町村役場にお問い合わせください。

○災害等が発生した時

- ・ 可能な範囲で井戸を開放し、被災者に生活用水（※）として提供してください。

※生活用水とは、トイレ、洗濯、掃除などに使用する水です。

※震災が発生した時には、井戸水の水質が変化している可能性があります。

飲用としては提供しないでください。

- ・ 井戸を開放される際には、井戸標識（看板）を掲示してください。
- ・ 井戸水の公平な提供に配慮してください。
- ・ 電話が通じる時は、県又は市町村から開放のお願いの連絡をする場合があります。災害により電話が通じない時等は、可能な範囲で自主的に井戸の開放をお願いします。

【 4. 登録までの流れ 】

1 相談・登録申請（受付場所：井戸所在の市町村役場）

○現在、鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、若桜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、日南町に所在する井戸について受付をしています。

○登録申請書に必要事項を記入のうえ、各市町村担当窓口にご提出ください。

2 現地調査・水質検査

○担当者が井戸の状況の確認に伺います。

○井戸水の水質検査を無料で実施します。

※過去1年以内に検査を実施した場合、法令等により検査が義務づけられている場合等には検査を実施しないものとします。

○井戸水の検査実施日などについては、市町村担当者にご確認ください。

3 登録

○県庁水環境保全課より、登録証、井戸標識（看板）及び水質検査結果書（検査を実施した場合のみ）が送付されます。

○お住まいの地元自治会に、井戸所在地、所有者名などが公開されます（同意された場合のみ）。

○ホームページで、井戸所在地が広域地図により公開されます（同意された場合のみ）。

【お問い合わせ先】

鳥取市役所	危機管理課	電話：0857-30-8034
米子市役所	環境政策課	電話：0859-23-5257
倉吉市役所	防災安全課	電話：0858-22-8162
岩美町役場	建設水道課	電話：0857-73-1567
若桜町役場	地域整備課	電話：0858-82-2239
琴浦町役場	総務課	電話：0858-52-2111
北栄町役場	総務課	電話：0858-37-5862
日吉津村役場	住民課	電話：0859-27-5951
大山町役場	総務課	電話：0859-54-5201
日南町役場	建設課	電話：0859-82-1113
鳥取県庁	水環境保全課	電話：0857-26-7401



鳥取県トリピー